

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 業務（第十二条―第十七条）</p> <p>第三章 子会社等（第十七条の二―第十七条の七の二）</p> <p>第四章 経理（第十八条―第二十一条）</p> <p>第五章 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第二十二条―第二十四条）</p> <p>第六章 廃業及び解散（第二十五条―第二十七条）</p> <p>第七章 外国銀行支店（第二十八条―第三十四条）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節 通則（第三十四条の二―第三十四条の五）</p> <p>第二節 銀行主要株主に係る特例</p> <p>第一款 通則（第三十四条の六―第三十四条の八）</p> <p>第二款 監督（第三十四条の九）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款 通則（第三十四条の十―第三十四条の十四）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第三十四条の十五―第三十四条の二十三）</p> <p>第三款 経理（第三十四条の二十四―第三十四条の二十八）</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 業務（第十二条―第十七条）</p> <p>第三章 子会社等（第十七条の二―第十七条の七の二）</p> <p>第四章 経理（第十八条―第二十一条）</p> <p>第五章 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第二十二条―第二十四条）</p> <p>第六章 廃業及び解散（第二十五条―第二十七条）</p> <p>第七章 外国銀行支店（第二十八条―第三十四条）</p> <p>第八章 株主</p> <p>第一節 通則（第三十四条の二―第三十四条の五）</p> <p>第二節 銀行主要株主に係る特例</p> <p>第一款 通則（第三十四条の六―第三十四条の八）</p> <p>第二款 監督（第三十四条の九）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款 通則（第三十四条の十―第三十四条の十四）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第三十四条の十五―第三十四条の二十三）</p> <p>第三款 経理（第三十四条の二十四―第三十四条の二十八）</p> |

第四節 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十四条の二十九―第三十四条の三十一）

第八章の二 銀行代理業

第一節 通則（第三十四条の三十二―第三十四条の四十）

第二節 業務（第三十四条の四十一―第三十四条の五十七）

第三節 経理（第三十四条の五十八―第三十四条の六十）

第四節 監督（第三十四条の六十一・第三十四条の六十二）

第五節 所属銀行等（第三十四条の六十三・第三十四条の六十四）

第九章 雑則（第三十五条―第四十条）

附則

（定義）

第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」又は「所属銀行」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者又は所属銀行をいう。

第四節 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十四条の二十九―第三十四条の三十一）

第九章 雑則（第三十五条―第四十条）

附則

（定義）

第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」又は「銀行持株会社」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社又は銀行持株会社をいう。

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十一項(法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。))第四条第二項並びに第十七条の二第八項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第七項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権(法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章(第三十四条の二十六を除く。))及び第九章において同じ。)とする。

一〜四 (略)

2〜4 (略)

(営業所等の定義等)

第八条 (略)

1〜4 (略)

(削る)

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十一項(法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。))第四条第二項並びに第十七条の二第八項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第七項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権(法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章(第三十四条の二十六を除く。))及び第九章において同じ。)とする。

一〜四 (略)

2〜4 (略)

(営業所等の定義等)

第八条 (略)

1〜4 (略)

5| 法第八条第一項及び第二項に規定する代理店とは、銀行の委任を

(営業所等の設置等の届出等)

第九条 (略)

2 (略)

(削除)

受けて、当該銀行のために、銀行の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。

(営業所等の設置等の届出等)

第九条 (略)

2 (略)

3 銀行は、法第八条第一項の規定による代理店の設置又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 代理店を設置する場合には、代理業務を営む施設の位置その他の金融庁長官が別に定める事項を記載した代理店契約書の案

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

(外国における代理店の設置等の認可の申請等)

(削除)

第九条の三 銀行は、法第八条第二項の規定により外国における代理

店の設置又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 当該代理店の設置が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。
- 二 当該申請をした銀行の経営管理に係る体制等に照らし、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。
- 三 当該代理店の営業所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、当該代理店の顧客の情報の管理が適切に行われること。
- 四 当該代理店において、代理業務に係る財産と代理店の固有の財産とが分別して管理されること。
- 五 代理業務を委任する銀行の名称、代理店であることを示す文字及び当該代理店の名称を店頭に掲示すること。
- 六 当該代理店（保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下この項、次項及び第十三条において同じ。）及び証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）が代理店であるものを除く。）において営む代理業務が法第十条第一項各号に掲げる業務その他顧客の利便に照らし必要なものとして金融庁長官が定める業務であること。

-
- 七| 当該代理店（保険会社が代理店であるものに限る。）において
営む代理業務が資金の貸付けであること。
 - 八| 当該代理店（証券会社が代理店であるものに限る。）において
営む代理業務が法第十条第二項に掲げる業務（証券取引法第三十
四条第一項第十号に掲げる業務に限る。）又は法第十一条に掲げ
る業務であること。
 - 九| 代理店になろうとする者が個人である場合には、当該個人が次
に掲げるすべての要件を満たすこと。
 - イ| 銀行業務に関する十分な知識及び経験を有し、かつ、社会的
信用を有する者であること。
 - ロ| 代理業務に専念できる者であること。
 - ハ| 十分な財産的基礎を有していること。
 - 十| 代理店になろうとする者が法人（金融機関等を除く。）である
場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。
 - イ| 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知
識及び経験を有する人材を確保していること。
 - ロ| 代理業務を委任する銀行が発行済株式の総数若しくは出資の
総額を所有する法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社
の子会社であること。
 - ハ| 代理業務を専ら営む法人であること。
 - 十一| 代理店になろうとする者が銀行、長期信用銀行（長期信用銀
行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信
用銀行をいう。以下同じ。）又は次項に規定する金融庁長官が別
-

に定める者である場合には、当該銀行、長期信用銀行又は金融庁長官が別に定める者が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

ロ 代理店になろうとする銀行、長期信用銀行又は次項に規定する金融庁長官が別に定める者の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該銀行、長期信用銀行又は金融庁長官が別に定める者及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に相当する区分に該当するものであること。

十二 代理店になろうとする者が保険会社である場合には、当該保険会社が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

ロ 代理店になろうとする保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号）第二条第一項又は第四条第一項の表の非対象区分に該当するものであること。

十三 代理店になろうとする者が証券会社である場合には、当該証券会社が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知

識及び経験を有する人材を確保していること。

ロ 代理店になろうとする証券会社の証券取引法第五十二条第一項（外国証券業者に関する法律第二十条において準用する場合を含む。）に規定する自己資本規制比率が百二十パーセント以上であること。

十四 当該申請をした銀行が当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

3| 前項第十号に規定する「金融機関等」とは、銀行、長期信用銀行、保険会社、証券会社その他金融庁長官が別に定める者をいう（第十七条において同じ。）。

4| 金融庁長官等は、第一項の規定による代理店の廃止の認可の申請があつたときは、当該代理店の顧客に係る取引が当該申請をした銀行の他の営業所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該代理店の顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

（代理店の業務の適切性等を確保するための措置）

第十条 法第八条第三項に規定する銀行が代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置は、当該代理店が前条第二項第三号から第十四号までに掲げる基準を満たすために必要なものとする。

（外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等）

第十条 銀行は、法第八条第三項の規定により法第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約（以下この条において「委託契約」という。）の締結又は当該委託契約の終了の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金

融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 当該委託契約の締結の相手方（以下この条において「外国銀行代理業者」という。）が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 当該委託契約に係る業務（以下この号において「委託業務」という。）を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること。

ロ 人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者であること。

ハ 他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

三 当該申請をした銀行が当該外国銀行代理業者の委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができると。

3 前項第二号に掲げる基準に適合するか審査をするときは、第三十条の三十七各号に掲げる事項に配慮するものとする。

4 金融庁長官等は、第一項の規定による委託契約の終了の認可の申請があつたときは、当該外国銀行代理業者の委託業務に関する顧客に係る取引が当該申請をした銀行の他の営業所又は他の金融機関などへ支障なく引き継がれるなど当該外国銀行代理業者の委託業務に関する顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理又は媒介

二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）
、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号の事

(業務の代理)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理

(新設)

業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工工業協同組合連合会（水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は農林中央金庫の業務（法第十條第一項及び第二項に規定する業務（貯金の受入れを含む。）に限る。）の代理又は媒介

三| 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第十一条に掲げる業務に該当するものを除く。）

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

四| 保険会社の資金の貸付けの代理又は媒介

五| 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならぬ法人で、金融業を行うものの業務の代理又は媒介

二| 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理（法第十一条に掲げる業務に該当するものを除く。）

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

三| 保険会社の資金の貸付けの代理

四| 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならぬ法人で、金融業を行うものの業務の代理

六| 特別の法律により設立された法人で、特別の法律により銀行に業務の一部を委託し得るものの資金の貸付けその他の金融に関する業務の代理又は媒介（前号に掲げるものを除く。）

七| 前各号に掲げる業務の代理又は媒介のいずれかに進ずるもので金融庁長官が別に定めるもの

（預金者等に対する情報の提供）

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等（法第十二条の二第一項に規定する預金等という。以下同じ。）の金利の明示

二 取り扱う預金等に係る手数料の明示

三 取り扱う預金等のうち預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書類を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ 名称（通称を含む。）

ロ 受入れの対象となる者の範囲

ハ 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

五| 特別の法律により設立された法人で、特別の法律により銀行に業務の一部を委託し得るものの資金の貸付けその他の金融に関する業務の代理（前号に掲げるものを除く。）

六| 前各号に掲げる業務の代理のいずれかに進ずるもので金融庁長官が別に定めるもの

（預金者等に対する情報の提供）

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等（法第十二条の二第一項に規定する預金等という。以下この条、第十三条の五及び第十三条の六において同じ。）の金利の明示

二 取り扱う預金等に係る手数料の明示

三 取り扱う預金等のうち預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書類を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ 名称（通称を含む。）

ロ 受入れの対象となる者の範囲

ハ 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項

- ホ 払戻しの方法
- へ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- ト 手数料
- チ 付加することのできる特約に関する事項
- リ 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- ヌ その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項
- 五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明
- イ 金融先物取引等
- ロ 法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引
- ハ 先物外国為替取引
- ニ 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
- ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場における同条第二十項に規定する有価証券先物取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第

- ホ 払戻しの方法
- へ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- ト 手数料
- チ 付加することのできる特約に関する事項
- リ 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- ヌ その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項
- 五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明
- イ 金融先物取引等
- ロ 法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引
- ハ 先物外国為替取引
- ニ 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
- ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場における同条第二十項に規定する有価証券先物取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第

四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第十三条の五第一項第二号において「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2～6（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十三条の五（略）

2・3（略）

4 銀行は、法第十条第二項第八号又は法第十二条の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合には、特定の窓口において行うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示し、第二項第一号から第三号までの事項を説明しなければならない。

5 銀行は、次の各号に掲げる取引を行う場合については、第二項各号に掲げる事項を説明するものとする。

- 一 法第十条第二項第十二号に規定する取引所金融先物取引等
- 二 法第十条第二項第十三号に規定する金融先物取引の受託等

四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（第十三条の五第一項第二号において「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2～6（略）。

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十三条の五（略）

2・3（略）

4 銀行は、法第十条第二項第八号又は法第十二条の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、特定の窓口において行うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

（新設）

- 三| 法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引
四| 法第十条第二項第十五号に規定する金融等デリバティブ取引の
媒介、取次ぎ又は代理

(預金の受払事務の委託等)

第十三条の六の四 銀行は、現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための的確な措置及び顧客が当該銀行と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十三条の六の八 銀行は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的、又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要

(預金の受払事務の委託)

第十三条の六の四 銀行は、現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による預金に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための的確な措置及び顧客が当該銀行と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(新設)

かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等必要な措置を講ずるための措置

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪防止措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。）の額（第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ 当該銀行に対する預金等に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

ロ ホ （略）

二 四 （略）

五 前条第四項第一号から第四号までに規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イ 当該銀行に対する預金等に係る債権を担保とするもののうち当該担保の額

ロ （略）

六 （略）

2・3 （略）

（当該銀行と特殊の関係のある者）

第十四条の四 法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該銀行の子法人等（令第四条の

第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。）の額（第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ 当該銀行に対する預金又は定期積金等に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

ロ ホ （略）

二 四 （略）

五 前条第四項第一号から第四号までに規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イ 当該銀行に対する預金又は定期積金等に係る債権を担保とするもののうち当該担保の額

ロ （略）

六 （略）

2・3 （略）

（当該銀行と特殊の関係のある者）

第十四条の四 法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該銀行の子法人等（令第四条の

二第二項に規定する子法人等をいう。以下この章、第二十一条、第三十四条の三十二及び第三十五条第一項において同じ。）及び関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下この章において同じ。）とする。

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第十四条の十一の二 法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、銀行が不当に取引を行うことを条件とするものではないものとする。

（銀行の業務に係る禁止行為）

第十四条の十一の三 法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。）
- 三 顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

（休日の承認の申請等）

第十五条 （略）

二第二項に規定する子法人等をいう。以下この章及び第三十五条第一項において同じ。）及び関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下この章において同じ。）とする。

（新設）

（新設）

（休日の承認の申請等）

第十五条 （略）

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該申請に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 (略)

3・4 (略)

(営業時間)

第十六条 銀行の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 (略)

3 銀行は、その営業所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。

一 当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要があること。

二 当該営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 当該営業所が当座預金業務を営んでいないこと。

4・5 (略)

(臨時休業の届出等)

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該申請に係る営業所（代理店の営業所を含む。以下この条において同じ。）の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 (略)

3・4 (略)

(営業時間)

第十六条 銀行（代理店の営業所を含む。）の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 (略)

3 銀行は、その営業所（代理店の営業所を含む。以下この条において同じ。）の所在地又は設置場所の特殊事情により、第一項に規定する営業時間と異なる営業時間とする必要がある場合（前項に該当する場合を除く。）には、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。

4・5 (略)

(臨時休業の届出等)

第十七条 (略)

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第十五条第一項に規定する銀行の休日に、業務の全部又は一部を営む銀行の営業所において、当該休日における現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による業務の全部又は一部を休止する場合

三 銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 外国に所在する銀行又はその委託を受けて当該銀行の業務を営む者の当該業務を営む営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

五 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者（法第五十二条の六十

一 第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。次項において同じ。）

において当該銀行のために営む銀行代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

3 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

第十七条 (略)

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第十五条第一項に規定する銀行の休日に、業務の全部又は一部を営む銀行又はその代理店の営業所において、当該休日における現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による業務の全部又は一部を休止する場合

三 銀行又はその代理店の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 外国に所在する銀行又はその代理店の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

五 代理店である金融機関等（銀行、長期信用銀行又は第九条の三

第三項に規定する金融庁長官が別に定める者が代理店であるものに限る。）において当該代理店の業務の全部又は一部の休止に伴い銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

3 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 銀行又はその代理店の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において当該銀行のために営む銀行代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

三 (略)

四 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の業務(第一号の四に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の二 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は農林中央金庫の業務(法第十条第一項及び第二項に規定する業務(預金の受入れを除き、貯金の受入れを含む。)に限る。)の代理又は媒介

一の三 銀行業を営む外国の会社の業務の代理又は媒介(国内において営む場合にあつては、有価証券の保護預かり、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価

二 (略)

三 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務(次号に掲げる業務を除く。)の代理(当該代理を行う会社を子会社とする銀行又は当該代理を行う会社を子会社とする銀行若しくは銀行持株会社の子会社である一の銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。)

(新設)

(新設)

証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務の媒介に限る。）

一
の四

一
の五 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（第三号及び第十三号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一
の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号まで（金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第二号から第五号までに掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号から第一号の三に掲げる業務を除く。）

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び第五号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三
の二 （略）

三
の三 （略）

三
の四 （略）

一
の二

一
の三 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業（第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）

（新設）

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び第五号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三
の二 （略）

三
の三 （略）

三
の四 （略）

四〇七七 (略)

十八 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社(法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。)に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 (略)

十八の三 (略)

十九〇三十九 (略)

(削除)

3| 法第十六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 前項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 (略)

三 前項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

四〇七七 (略)

十八 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次号において同じ。)若しくは子会社対象会社(法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。)に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 (略)

十八の三 (略)

十九〇三十九 (略)

3| 前項第一号に掲げる業務を営む会社は、当該業務及びそれに附帯する業務のほか他の業務を営まない場合に限り、子会社対象会社とする。

4| 法第十六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第二項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 (略)

三 第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)
 第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の三までに掲げる業務
- 二 第十七条の三第二項第三十八号に掲げる業務(同条第四項第二号、第五項第二号及び第六項第二号に掲げる業務を除く。)
- 三 第十七条の三第二項第三十九号に掲げる業務(同条第四項第三号、第五項第三号及び第六項第三号に掲げる業務を除く。)

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)
 第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 銀行又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
- 三 銀行又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得(当該銀行又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式等の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)

四 銀行又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該銀行又は

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)
 第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の三までに掲げる業務
- 二 第十七条の三第二項第三十八号に掲げる業務(同条第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。)
- 三 第十七条の三第二項第三十九号に掲げる業務(同条第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。)

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)
 第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 銀行又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
- 三 銀行又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得(当該銀行又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式等の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)

四 銀行又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該銀行又は

その子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該銀行又はその子会社の請求による場合場合を除く。）

六 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

七 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

九 第十七条の二第五項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

十一 前各号のほか、やむを得ない事由があるとしてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

2 | 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 | 理由書

二 | 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

その子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 銀行又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該銀行又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の消却、併合又は分割

七 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

九 第十七条の二第五項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

（新設）

（新設）

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第二項により基準議決権数を超えて議決権を所有し、または保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

(貸借対照表等の公告)

第十九条 法第二十条第一項本文の規定により銀行が公告をする同項に規定する中間貸借対照表等は別紙様式第六号(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の二)、貸借対照表等は別紙様式第六号の三(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の四、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の三(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の四))により作成しなければならない。

2・3 (略)

4 法第二十条第二項本文の規定により銀行が公告をする同項に規定

(新設)

(貸借対照表等の公告)

第十九条 法第二十条第一項本文の規定により銀行が公告をする貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第六号(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の二))により作成しなければならない。

2・3 (略)

4 法第二十条第二項本文の規定により銀行が公告をする貸借対照表

する中間連結貸借対照表等は別紙様式第八号により、連結貸借対照表等は別紙様式第八号の二により作成しなければならない。

5 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間営業年度に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。)にあつては、第一号イ及びハからヘまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。)とする。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項

(1) 当該銀行代理業者の商号又は名称及び所在地

(2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

ヘ 外国における法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項

(1) 当該受託者の商号又は名称及び所在地

(2) 当該受託者が当該銀行のために法第二条第十四項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

及び損益計算書は、別紙様式第八号により作成しなければならない。

5 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

(新設)

(新設)

二 (略)

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況

ロ 直近の三中間営業年度及び二営業年度又は直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（13）から16）までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

(1)・(2) (略)

(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失

(4)～(16) (略)

ハ 直近の二中間営業年度又は二営業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項

四 (略)

五 銀行の直近の二中間営業年度又は二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

ロ・ハ (略)

ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

ホ・ト (略)

チ 法第二十条第一項の規定により作成した書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

二 (略)

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の営業年度における営業の概況

ロ 直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（13）から16）までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

(1)・(2) (略)

(3) 当期利益又は当期損失

(4)～(16) (略)

ハ 直近の二営業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項

四 (略)

五 銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

ロ・ハ (略)

ニ 自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況

ホ・ト (略)

チ 法第二十条第一項の規定により作成した書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

| | |
|--|--|
| <p>リ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨</p> <p>又 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 外国銀行支店の概況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 外国銀行支店の日本における代表者の氏名及び役職名(ただし、中間説明書類には含めない。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 営業所の名称及び所在地</p> <p>ニ 当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該銀行代理業者の商号又は名称及び所在地</p> <p>(2) 当該銀行代理業者が当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>二 外国銀行支店の直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況</p> <p>三 外国銀行支店の直近の二中間営業年度又は二営業年度の中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書</p> | <p>リ 銀行が貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨</p> <p>又 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 外国銀行支店の概況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 外国銀行支店の日本における代表者の氏名及び役職名</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 営業所及び代理店の名称及び所在地</p> <p>(新設)</p> <p>二 外国銀行支店の直近の営業年度における営業の概況</p> <p>三 外国銀行支店の直近の二営業年度の貸借対照表及び損益計算書</p> |
|--|--|

3 (略)

4 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国銀行支店は、当該書類に加え、当該外国銀行支店に係る外国銀行又は外国銀行持株会社に係る営業の概況並びに中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国銀行支店に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

5 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

- 一 銀行の無人の営業所
- 二 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間営業年度に係る説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。

- 一 (略)
- 二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況
 - ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表

3 (略)

4 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国銀行支店は、当該書類に加え、当該外国銀行支店に係る外国銀行又は外国銀行持株会社に係る営業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国銀行支店に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

5 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

- 一 銀行（代理店を含む。次号において同じ。）の無人の営業所
- 二 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 直近の営業年度における営業の概況
 - ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

の作成に係る期間をいう。以下同じ。)又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失

(4)～(6) (略)

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書

ロ (略)

ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

ニ・ホ (略)

ヘ 銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

(1)・(2) (略)

(3) 当期純利益又は当期純損失

(4)～(6) (略)

三 銀行及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書

ロ (略)

ハ 自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況

ニ・ホ (略)

ヘ 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

第十九条の四 銀行は、法第二十条第一項又は第二項及び法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（外国銀行支店にあつては、第十九条の二第三項及び第四項に規定する書類を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行の中間営業年度及び営業年度経過後四月以内（外国銀行支店にあつては、中間営業年度及び営業年度経過後六月以内）に開始し、当該中間営業年度及び営業年度の翌中間営業年度及び翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する銀行以外の銀行にあつては、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第十九条の五 銀行は、四半期ごとに、法第二十一条第四項に規定す

第十九条の四 銀行は、法第二十条第一項又は第二項及び法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（外国銀行支店にあつては、第十九条の二第三項及び第四項に規定する書類を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行の営業年度経過後四月以内（外国銀行支店にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する銀行以外の銀行にあつては、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（新設）

る預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

（銀行がその経営を支配している法人）

第二十一条 法第二十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子法人等（当該銀行の子会社を除く。）とする。

（合併の認可の申請）

第二十二条 銀行は、法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～八 （略）

九 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

十～十四 （略）

（分割の認可の申請）

第二十一条 削除

（合併の認可の申請）

第二十二条 銀行は、法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～八 （略）

九 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び代理店の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

十～十四 （略）

（分割の認可の申請）

第二十二條の二 銀行は、法第三十條第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 当該分割を行った後における銀行の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

一〇五 (略)

(廃業等の公告等)

第二十六條 銀行は、法第三十八條の規定による公告及び揭示をするときは、預金等その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

(外国銀行の営業の免許の申請)

第二十八條 外国銀行は、法第四十七條第一項の規定に基づきその主たる外国銀行支店（法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。第三十七條第三項において同じ。）を定めて法第四條第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した免許申請書に次に掲げる書類

第二十二條の二 銀行は、法第三十條第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 当該分割を行った後における銀行の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び代理店の設置の状況を記載した書類並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

一〇五 (略)

(廃業等の公告等)

第二十六條 銀行は、法第三十八條の規定による公告及び揭示をするときは、預金又は定期積金等その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

(外国銀行の営業の免許の申請)

第二十八條 外国銀行は、法第四十七條第一項の規定に基づきその主たる外国銀行支店（法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。第三十七條第三項において同じ。）を定めて法第四條第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した免許申請書に次に掲げる書類

を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 定款又は当該外国銀行の性質を識別するに足りる書類
- 三 当該外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書類
- 四 当該外国銀行の代表権を有する役員資格を証明する書類
- 五 当該申請に係る外国銀行支店の位置を記載した書類
- 六 当該申請に係る外国銀行支店の営業開始後三営業年度における収支の見込みを記載した書類

(削る)

- 七 当該外国銀行支店の日本における代表者の履歴書
- 八 当該外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者(以下この号において「主要株主等」という。)の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書類
- 九 当該外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書
- 十 当該申請に係る外国銀行支店の設置が外国の行政機関の許可、認可その他の行為(以下この号及び第三十二条第二項において「許可等」という。)を要するものである場合には、当該許可等があつたことを証明する書類

を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 定款又は当該外国銀行の性質を識別するに足りる書類
- 三 当該外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書類
- 四 当該外国銀行の代表権を有する役員資格を証明する書類
- 五 当該申請に係る外国銀行支店の位置を記載した書類
- 六 当該申請に係る外国銀行支店の営業開始後三営業年度における収支の見込みを記載した書類

七 代理店について当該免許を受けようとする場合には、代理店契約書の案

- 八 当該外国銀行支店の日本における代表者の履歴書
- 九 当該外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者(以下この号において「主要株主等」という。)の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書類
- 十 当該外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書
- 十一 当該申請に係る外国銀行支店の設置が外国の行政機関の許可、認可その他の行為(以下この号及び第三十二条第二項において「許可等」という。)を要するものである場合には、当該許可等があつたことを証明する書類

十一 其他法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため
参考となるべき事項を記載した書類

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 (略)

2 外国銀行支店は、法第四十七条の二の規定による従たる外国銀行支店(法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。以下この条において同じ。)の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

三 其他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

3 金融庁長官等は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一〜三 (略)

(削除)

4 (略)

(外国銀行支店の届出)

十二 其他法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため
参考となるべき事項を記載した書類

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 (略)

2 外国銀行支店は、法第四十七条の二の規定による従たる外国銀行支店(法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。以下この条において同じ。)の設置、種類の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 代理店の設置について認可を受けようとする場合には、代理店契約書の案

四 其他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

3 金融庁長官等は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一〜三 (略)

四 当該申請が代理店を設置する場合には、第九条の三第二項各号に掲げる基準に適合していること。

4 (略)

(外国銀行支店の届出)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 法第四十九条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 出張所(前項第一号の出張所を除く。)を廃止をする場合
- 二 銀行代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合(委託した銀行代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む。)、
- 三 法第十条第二項に規定する業務に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

4 (略)

(銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の二 法第五十二条の二第一項の規定により同項に規定する銀行議決権保有届出書(以下この項及び第三十四条の五において「銀行議決権保有届出書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第十号の二により当該銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を

第三十三条 (略)

2 (略)

3 法第四十九条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、出張所(前項第一号の出張所を除く。)又は代理店の廃止をする場合とする。

4 (略)

(銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の二 法第五十二条の二第一項の規定による銀行議決権保有届出書を提出すべき者は、別紙様式第十号の二により当該届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を

除く。) 銀行議決権大量保有者(法第五十二条の二第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第三十四条の四第二項第二号及び第三号において同じ。)となつたことを知つた日から五日(令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第三十四条の四第二項第一号において同じ。)を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の十五日から五日を経過した日(当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日)のいずれか早い日

二 銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人(法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第三十四条の四第二項第二号及び第三号において同じ。)である場合(次号に掲げる場合を除く。) 銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加がない場合 銀行議決権大量保有者となつたことを知つた日から一月を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつたを含む月の翌月十五日から一月を経過した日(当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日前である場合にあつては、銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日)のいずれか早い日

(変更報告書の提出等)

第三十四条の四 法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定す

除く。) 銀行議決権大量保有者(法第五十二条の二第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。)となつたことを知つた日から五日を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日のいずれか早い日

二 当該銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人(法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号において同じ。)である場合(次号に掲げる場合を除く。) 銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 当該銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加がない場合 銀行議決権大量保有者となつたことを知つた日から一月を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日のいずれか早い日

(変更報告書の提出等)

第三十四条の四 法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書を

る変更報告書（以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十号の二により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の三第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権割合（法第五十二条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、第三号に掲げる場合を除く。） 議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日から五日を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日のいずれか早い日

二 銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人である場合（次号に掲げる場合を除く。） 法第五十二条の二第一項各号に掲げる事項の変更があつた日から一月を経過した日

三 銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつたその保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権保有割合が百分の一以上増加又は減少した場合に限る。） 議決権保有割合が百分の一以上増加又は減少したことを知つた日から一月を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から一月を遺影かした日のいずれか早

提出すべき者は、別紙様式第十号の二により当該報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

（新設）

い日

3| 法第五十二条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合とする。

(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の五 法第五十二条の四第一項の規定により銀行議決権保有届出書を提出すべき者又は同条第二項の規定により変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第十号の三により当該銀行議決権保有届出書又は当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又は保険業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する投資判断の一任による投資を行う業務又はこれに準ずる業務を行う者に限る。)であつて前号に掲げる者以外の者

2| 法第五十二条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、議決権保有割合(法第五十二条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この項及び次条において同じ。)が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合とする。

(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)

第三十四条の五 法第五十二条の四第一項の規定による銀行議決権保有届出書又は同条第二項の規定による変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第十号の三により当該届出書又は当該報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。)であつて前号に掲げる者以外の者

三 (略)

3・4 (略)

5 法第五十二条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したこととする。

6 法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一～三 (略)

四 法第五十二条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 法第五十二条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第五十二条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算

三 (略)

3・4 (略)

5 法第五十二条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項に規定する銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したこととする。

6 法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一～三 (略)

四 法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第五十二条の二第一項の規定による銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日

の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第五十二条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

7 基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様式第十号の四により届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第三十四条の二十五 法第五十二条の二十八本文の規定により銀行持株会社が公告する中間連結貸借対照表等は別紙様式第十三号により、連結貸借対照表等は別紙様式第十三号の二により作成しなければならない。

2 (略)

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社が中間連結貸借対照表等及び連結貸借

における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第五十二条の二第一項の規定による銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

7 法第五十二条の四第三項に規定する基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様式第十号の四により届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第三十四条の二十五 法第五十二条の二十八本文の規定により銀行持株会社が公告する貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第十三号により作成しなければならない。

2 (略)

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社が貸借対照表及び損益計算書の公告を

対照表等の公告を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間営業度に係る説明書類にあつては、第一号イ及びニ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)とする。

一・二 (略)

三 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況

ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失

(4)・(6) (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又

延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の営業年度における営業の概況

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当期純利益又は当期純損失

(4)・(6) (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度にお

は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書

ロ (略)

ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項
ニ (略)

ホ 法第五十二条の二十八の規定により作成した書類について商
法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヘ 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国所在銀行持株会社は、当該外国所在銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合に

る財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書

ロ (略)

ハ 自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況
ニ (略)

ホ 法第五十二条の二十八の規定により作成した書類について商
法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ヘ 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国所在銀行持株会社は、当該外国所在銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行（代理店を含む。以下この条において同じ。）の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合に

は、外国所在銀行持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在銀行持株会社に関する営業の概況並びに中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 (略)

第三十四条の二十七 銀行持株会社は、法第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類（外国所在銀行持株会社にあつては、前条第三項及び第四項に規定する書類。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行持株会社の中間営業年度及び営業年度経過後四月以内（外国所在銀行持株会社にあつては、中間営業年度及び営業年度経過後六月以内）に開始し、当該中間営業年度及び営業年度の翌中間営業年度及び翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 4 (略)

第三十四条の二十七の二 銀行持株会社は、四半期ごとに、法第五十二条の二十九第三項に規定する当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなけ

は、外国所在銀行持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在銀行持株会社に関する営業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 (略)

第三十四条の二十七 銀行持株会社は、法第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類（外国所在銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行持株会社の営業年度経過後四月以内（外国所在銀行持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 4 (略)

(新設)

ればならない。

第八章の二 銀行代理業

第一節 通則

(銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する

内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の内容

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事業所の商号

(新設)

(新設)

(新設)

若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の内容

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 銀行代理業再委託者（法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける銀行代理業再委託者（法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

（銀行代理業の業務の内容及び方法）

第三十四条の三十三 法第五十二条の三十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 取り扱う法第二条第十四項各号に規定する契約の種類（預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付けに係る資金の使途を含む。）

（新設）

二 取り扱う法第二条第十四項各号に規定する契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 銀行代理業の実施体制

2 前項第三号に規定する銀行代理業の実施体制には、法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障をおよぼす行為を防止するための体制及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一 銀行代理行為（法第五十二条の四十三に規定する銀行代理行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合、当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して銀行代理業を営む場合、顧客が当該銀行代理業者と他の者を誤認することを防止するための体制

三 銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む場合、銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（新設）

- 一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書及び住民票の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第三十四条の三十七第四号に該当しないことを誓約する書面
- 二 法人であるときは、役員履歴書及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- 三 所属銀行の委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該所属銀行との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案
- 四 銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該銀行代理業再委託者との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該銀行代理業再委託者が当該再委託について所属銀行の許諾を得たことを当該所属銀行が誓約する書面
- 五 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類（銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）
- 六 法人であるときは、許可の申請の日を含む営業年度若しくは事業年度の前営業年度若しくは前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する

貸借対照表又はこれに代わる書面

七 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し

イ 商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社 商法特例法第十三条第一項に規定する監査報告書

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告書

八 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の別紙様式第十六号により作成した財産に関する調書

九 銀行代理業開始後三営業年度又は三事業年度（個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下この章において同じ。）における収支及び財産の状況の見込みを記載した書類

十 所属銀行（銀行代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該銀行代理業再委託者を含む。）が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号及び第八号に規定する書類

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び銀行代理業に関する組織図を記載した書面

十二 他に業務を営むときは、兼業業務（銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。）の内容及び方法を記載した書類

十三 銀行代理業の運営に関する社内規則

十四 銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀行の営業所の名称を記載した書類

十五 銀行代理業に係る業務が定款（これに準ずるものを含む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。）

十六 前各号に掲げるもののほか法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（委託契約書の案の記載事項）

第三十四条の三十五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置、廃止、位置変更に関する事項

二 銀行代理業の内容（代理又は媒介の別を含む。第九号において同じ。）に関する事項

三 銀行代理業の営業日及び営業時間に関する事項

（新設）

四 次に掲げる銀行代理業者の行為を禁ずる規定

イ 所属銀行の営業上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属銀行及び当該取引先以外の他者に漏らし、又は自己若しくは当該所属銀行及び当該取引先以外の他社のために利用する行為
ロ 法第五十二条の四十五各号に掲げる行為

五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する銀行代理業者の責任に関する事項

六 銀行代理業の再委託に関する事項

七 所属銀行による監督、監査又は報告徴収に関する事項

八 契約の期間、更新及び解除に関する事項

九 銀行代理業の内容並びに銀行代理業の営業日及び営業時間の店頭揭示に関する事項

十 その他必要と認められる事項

2 前項の規定は、前条第四号に規定する銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号中「銀行代理業者」とあるのは「銀行代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属銀行」とあるのは「所属銀行及び銀行代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(財産的基礎)

第三十四条の三十六 法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する

(新設)

内閣府令で定める基準は、第三十四条の三十四第六号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第八号に規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項及び次条において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

- 一 法人 五百万円
- 二 個人 三百万円

2 次に掲げる者は、法第五十二条の三十八第一項に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

- 一 個人（純資産額が正の値である者に限る。）であつて所屬銀行（当該個人が銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営む場合は、当該銀行代理業再委託者を含む。）が銀行代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二 地方公共団体

（銀行代理業の許可の審査）

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- 一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く

（新設）

）であること

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、銀行代理業開始後三営業年度又は三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる状況にあるなど十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事業所で銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二十四条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金若しくは定期積金等若しくは国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付の可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいい、貸付の金額は一千万円を上限とする。）。ロ及び第六号ハ並びにニにおいて同じ。）であつてそ

の契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営まない場合を除く。）

(2) 法第二条第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務に併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

ロ 申請者が法人（二以上の事業所で銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を営む営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において銀行代理業を営まない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別銀行代理行為を行う場合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲

ける者であることとする。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営まない場合並びに申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）

(2) 法第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務に併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

ハ 法第十四項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理するなど銀行代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 銀行代理業に関する社内規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされるなど法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成、組織等により、銀行代理業を的確、公

正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四

申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）

（）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの

日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその

法人の取締役若しくは執行役員若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本におけ

る代表者をいう。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 法第二十七条及び第二十八条の規定により法第四条第一項

の免許を取り消され、法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を

取り消され、法第五十二の三十四第一項の規定による法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され

、又は法第五十二条の五十六第一項の規定により法第五十二

条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(2) 長期信用銀行法第十七条において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(5) 中小企業等協同組合法第百六条第四項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又

は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(7) 水産業協同組合法第二百一十一条第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第二百一十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条第二項の規定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第三十七第一項の規定により第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号、次号イにおいて同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 法第五十二の十五第一項の規定による法第五十二の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二の五十六第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項の規定により準用する場合を含む。)の規定により法第五十六条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項、協同組織による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百二十四条の二第一項の許可若しくは農林中央

金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、又は貸金業の規制等に関する法律第六条の第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第三条第一項と同種類の認可若しくは許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可若しくは許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次の掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 法第二十七条若しくは法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における代表者、又は法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 長期信用銀行法第十七条において準用する法第二十七条若しくは法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜら

-
- れた取締役若しくは執行役員若しくは監査役これらに類する職にある者、又は長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (4) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員
- (7) 水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項において準用す
-

る法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは幹事

(9) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法若しくは貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者

千 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から

-
- 五年を経過しない者
- 五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。
- イ 第四号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者
 - ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 役員のうち前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者
 - 六 法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことに支障を及ぼすおそれについては、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。
 - イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。
 - ロ 兼業業務の内容が銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。
 - ハ 銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属銀行が受け入れたその顧客の預金若しくは定期積金等若しくは国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品品であつて当該契約の締結に係る審査に関与しないものを除く
-

。) であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること (申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。)

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受その他の信用の供与を行う業務 (所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものでないものを除く。) であるときは、銀行代理業として行う法第二条第十四項第二号に掲げる行為 (所属銀行が受け入れたその顧客の預金若しくは定期積金等若しくは国債を担保として行う契約に係るものを除く。) の内容及び方法が、次に掲げる要件に該当していないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること (事業の用に供するための資金に係るものを除く。) 。

(2) 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務において信用の供与を行つている顧客に対し、銀行代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属銀行が契約の締結の判断に影響

を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしてしていること。

ホ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、銀行代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ヘ その他銀行代理業の内容に照らして兼業業務を営むことが顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が生じるおそれがあると認められること。

(銀行代理業の許可の予備審査)

第三十四条の三十八 法第五十二条の三十六第一項の規定による銀行代理業の許可を受けようとする者は、法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

(新設)

(変更の届出)

第三十四条の三十九 法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定により届出を行う銀行代理業者は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

(標識の様式)

第三十四条の四十 法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で

(新設)

定める様式は、別紙様式第十七号に定めるものとする。

第二節 業務

(新設)

(兼業の承認の申請等)

第三十四条の四十一 銀行代理業者は、法第五十二条の四十二条第一

(新設)

項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項第二号に規定する兼業業務の内容及び方法を記載した書類は、銀行代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第三十四条の三十七第六号に掲げる事項に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

(分別管理)

第三十四条の四十二 銀行代理業者は、法第五十二条の四十三の規定

(新設)

に基づき、管理場所を区別することその他の方法により銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財

産であるか、又はどの所属銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(明示事項)

第三十四条の四十三 法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 所属銀行が二以上ある場合は、顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

二 所属銀行が二以上ある場合は、顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約と同種の契約を他の所属銀行が取り扱っているときは、その旨

三 銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属銀行からの権限の付与がある旨

四 所属銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属銀行の商号

(銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第三十四条の四十四 第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十四第二項の規定による銀行代理業者が預金者等に対する情報の提供について準用する。

(新設)

(新設)

(預金等との誤認防止)

第三十四条の四十五 銀行代理業者は、金融商品の販売（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。第四項及び第五項において同じ。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

2| 銀行代理業者は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項（当該銀行代理業者が発行する社債（法第十条第三項第一号に掲げる短期社債を除く。）にあつては第三号及び第四号に掲げるものを、元本の補てんのある商品にあつては第三号に掲げるものを除く。）を説明するものとする。

一 預金等ではないこと。

二 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。

三 元本の返済が保証されていないこと。

四 契約の主体

五 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3| 銀行代理業者は、銀行代理行為を行う営業所又は事務所の窓口には、銀行代理行為を行う旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならぬ。

(新設)

4 第一項及び第二項の規定は、銀行代理行為を行わない窓口については、適用しない。

5 銀行代理業者は、顧客対し、その営業所又は事務所の銀行代理行為を行わない窓口を銀行代理行為を行う窓口と誤認させないための措置を講じなければならない。

(他の所属銀行の同種の契約に係る情報提供)

第三十四条の四十六 銀行代理業者は、第三十四条の四十三第二号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(個人顧客情報の取扱い)

第三十四条の四十七 第十三条の六の五から第十三条の六の七までの規定は、銀行代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第三十四条の四十八 銀行代理業者は、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第十三条の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三条の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。))をい

(新設)

(新設)

う。)が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業以外の業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務において取り扱う顧客に関する非公開情報(その銀行代理業以外の業務上知り得た公表されていない情報(前条において準用する第十三条の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三条の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。次項において同じ。)が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく所属銀行に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

(銀行代理業に係る社内規則等)

第三十四条の四十九 銀行代理業者は、その営む銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪防止措置を含む。)に関する

(新設)

社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（銀行代理業者の密接関係者）

第三十四条の五十 法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める銀行代理業者と密接な関係を有する者は、当該銀行代理業者の所属銀行の特定関係者（法第十三条の二第一項に規定する特定関係者をいい、当該銀行代理業者の子会社を除く。）とする。

（新設）

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第三十四条の五十一 法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、銀行代理業者が不当に取引を行うことを条件とするものではないものとする。

（新設）

（所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの）

第三十四条の五十二 法第五十二条の四十五第四号に規定する所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、所属銀行が法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。

（新設）

(銀行代理業に係る禁止行為)

第三十四条の五十三 法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、法第二条第十四項各号に規定する契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第二条第十四項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為（法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）
- 三 顧客に対し、銀行代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為
- 四 顧客に対し、不当に、法第二条第十四項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為
- 五 顧客に対し、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、銀行代理業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為
- 六 所属銀行に対し、銀行代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

(新設)

(特定銀行代理行為)

第三十四条の五十四 法第五十二条の四十六第一項に規定する内閣府令で定める預金とは、当座預金とする。

(新設)

(特定銀行代理業者の営業時間等)

第三十四条の五十五 特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

(新設)

2| 前項の営業時間は、営業の都合により延長することができる。

3| 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定銀行代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。）の営業時間については、第一項の規定は適用しない。

4| 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示しなければならない。

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次の各に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

一 特定銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を休止する営業所

又は事務所の名称及び所在地

二 休止の理由

三 休止期間

四 業務再開予定日又は業務再開日

五 法第五十二条の四十七の規定による掲示の方法

2 法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定により所属銀行が業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

二 法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者の休日に、特定銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を営む特定銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 法第五十二条の五十六第一項の規定により特定銀行代理行為に係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

（所属銀行の廃業等の掲示）

第三十四条の五十七 銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属銀行から通知を受けた内容及び当該

（新設）

所属銀行における預金等その他その営む銀行代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

第三節 経理

(銀行代理業に関する帳簿書類)

第三十四条の五十八 銀行代理業者は、法第五十二条の四十九の規定により、銀行代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類を所属銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 総勘定元帳 作成の日から五年間
- 二 銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間
- 三 銀行代理業に係る顧客に対して行つた法第二条第十四項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書類 当該媒介を行つた日から五年間

(銀行代理業に関する報告書の様式等)

第三十四条の五十九 法第五十二条の五十一項の規定による銀行代理業に関する報告書は、銀行代理業者が個人である場合においては別紙様式第十八号により、法人である場合においては別紙様式第十九号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十八号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

(新設)

(新設)

(新設)

- を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。
- 2| 銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に銀行代理業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の四の規定により当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該銀行代理業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
- 3| 銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
- 4| 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行代理業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
- 5| 金融庁長官等は、その許可をした銀行代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれの事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十七条の四の規定により当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該

所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該銀行代理者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（所属銀行の説明書類等の縦覧）

第三十四条の六十 銀行代理業者は、その所属銀行が法第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類（当該所属銀行が外国銀行支店である場合にあつては、第十九条の二第三項及び第四項に規定する書類を含む。）又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が法第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類（当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が外国所在銀行持株会社である場合にあつては、第三十四条の二十六第二項及び第三項に規定する書類）

（以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の営業年度経過後四月以内（当該所属銀行が外国銀行支店である場合又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が外国所在銀行持株会社である場合にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長

官（金融庁長官の指定する銀行代理業者以外の銀行代理業者にあつては、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行代理業者が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第四節 監督

（廃業等の届出）

第三十四条の六十一 法第五十二条の五十二の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

（許可の効力に係る承認の申請等）

第三十四条の六十二 法第五十二条の三十六第一項の許可を受けた者

（新設）

（新設）

は、法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法第五十二条の三十六第一項の許可を受けた日から六月以内に銀行代理業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に銀行代理業を開始することができると見込まれること。

三 当該許可の際に審査の基礎となつた事項について銀行代理業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

第五節 所属銀行等

(所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第三十四条の六十三 所属銀行は、銀行代理業者の銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 銀行代理業者及びその銀行代理業の従事者に対し、銀行代理業に係る業務の指導、銀行代理業に関する法令等を遵守させるため

(新設)

(新設)

-
- の研修の実施等の措置
- 二 銀行代理業者における銀行代理業に係る業務の実施状況を、定期的、又は必要に応じて確認すること等により、銀行代理業者が当該銀行代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
 - 三 銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、銀行代理業者との間の委託契約及び銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除することができるための措置
 - 四 銀行代理業者が行う法第二条第十四項第二号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置
 - 五 銀行代理業者に所属銀行から顧客に関する情報を不正に取得させないなど顧客情報の適切な管理を確保するための措置
 - 六 所属銀行の商号、銀行代理業者であることを示す文字及び当該銀行代理業者の名称を店頭に掲示させるための措置
 - 七 銀行代理業者の営業所又は事務所における銀行代理業に係る業務に関し犯罪を防止するための措置
 - 八 銀行代理業者の銀行代理業を営む営業所又は事務所の廃止にあつては、当該営業所又は事務所の顧客に係る取引が所属銀行の営業所、他の金融機関、他の銀行代理業者などへ支障なく引き継がれるなど当該営業所又は事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないための措置
-

九 銀行代理業者の銀行代理業に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

2 前項（第四号及び第八号を除く。）の規定は、銀行代理業再委託者が銀行代理業再委託者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置について準用する。この場合において、前項の規定中「銀行代理業者」とあるのは「銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業」とあるのは「再委託を受けて行う銀行代理業」と読み替えるものとする。

（銀行代理業者の原簿の記載事項）

第三十四条の六十四 所属銀行は、当該所属銀行に係る銀行代理業者に関し、法第五十二条の六十第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 銀行代理業者の商号、名称又は氏名
- 二 銀行代理業者が法人であるときは、その役員の氏名
- 三 銀行代理業の内容
- 四 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称又は所在地
- 五 法第五十二条の三十六第一項の許可を受けた年月日

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所属銀行に係る銀行代理業者が次の各号に掲げる区分に該当する場合には、当該各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

- 一 銀行代理業再委託者 当該銀行代理業再委託者が再委託を行う銀行代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

二 銀行代理業再受託者 当該銀行代理業再受託者が再委託を受け
る銀行代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

3 法第五十二条の六十第一項に規定する内閣府令で定める営業所は
、次に掲げる営業所とする。

一 所属銀行の無人の営業所

二 所属銀行の外国に所在する営業所

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める
場合は、次に掲げる場合とする。

一 一六 (略)

六の二 銀行代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更
し、又は当該契約を終了した場合(委託した銀行代理業を再委託
することについて許諾を行った場合を含む。)

六の二の二 法第十条第二項に規定する業務を受託する契約の締結
の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、又は当該契約を終
了した場合

六の三 九 (略)

十 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所

第九章 雑則

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める
場合は、次に掲げる場合とする。

一 一六 (略)

六の二 代理店の営業所(既に法第八条第一項若しくは法第四十九
条第二項の規定による届出をしている営業所又は法第八条第二項
、法第四十七条第一項若しくは法第四十七条の二の規定による免
許又は認可を受けている営業所を除く。)の設置又は廃止をした
場合

(新設)

六の三 九 (略)

十 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所

の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第五十三条第一項第三号の場合を除く。）

十一～十三 （略）

十四 第十四条の四又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十五・十六 （略）

十六の二 外国において設置した駐在員事務所の廃止又は位置の変更をした場合

十七 外国において銀行の業務に関連を有する業務を行う施設（駐在員事務所を除く。）を設置しようとする場合又は当該施設の廃止若しくは位置の変更をした場合

十八～二十一の三 （略）

二十二 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号及び第三項において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。次号及び第三項において同じ。）を発行しようとする場合

二十三・二十四 （略）

二十五 銀行、その子会社又は業務の委託先（第七項において「銀行等」という。）において不祥事件が発生したことを知つた場合
二十六・二十七 （略）

の位置を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第五十三条第一項第三号の場合を除く。）

十一～十三 （略）

十四 第十四条の四又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十五・十六 （略）

（新設）

十七 外国において銀行の業務に関連を有する業務を行う施設（駐在員事務所を除く。）を設置しようとする場合

十八～二十一の三 （略）

二十二 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

二十三・二十四 （略）

二十五 銀行又はその子会社（第六項において「銀行等」という。）において不祥事件が発生したことを知つた場合
二十六・二十七 （略）

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 五 (略)

六 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第五十三条第三項第二号及び第四号の場合を除く。）

七 九 (略)

十 第三十四条の十五第一項において準用する第十四条の四又は第三十四条の二十三各号に掲げる者のいづれかに該当する者（子会社を除く。）（次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十一 十六 (略)

十七 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合

十八 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

十九 (略)

二十 (略)

4 法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 五 (略)

六 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第五十三条第三項第二号及び第四号の場合を除く。）

七 九 (略)

十 第三十四条の十五第一項において準用する第十四条の四又は第三十四条の二十三各号に掲げる者のいづれかに該当する者（次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十一 十六 (略)

(新設)

(新設)

十七 (略)

十八 (略)

(新設)

げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 銀行代理業に係る委託契約又は再委託契約書を変更した場合

三 法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書類について、縦覧を開始した場合

四 銀行代理業に関する不祥事件が発生したことを知った場合

5 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）又は銀行代理業者は、法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第六号の三又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ〜ホ（略）

二・三（略）

四 第三項第十九号に掲げる場合 同号に規定する書類

五 第三第二十号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書

六 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書の写し

6 | (略)

7 | 第一項第二十五号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者の役員若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行った

4 | 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）又は銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、法第五十三

条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第六号の二又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ〜ホ（略）

二・三（略）

四 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する書類

五 前項第十八号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書

5 | (新設)

6 | (略)

6 | 第一項第二十五号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役若しくは監査役又は従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

ことをいう。

一 銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二〇四 (略)

五 その他銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

8| 第一項第二十五号及び第四項第四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を銀行が知つた日から三十日以内に行わなければならない。

9・10| (略)

(經由官庁)

第三十七条 (略)

2〇5 (略)

6| 銀行代理業者(外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)は、申請書、銀行代理業に関する報告書その他この府令に規定する書類(以下この条において「申請書等」という。)を金融庁長官に提出するときは、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所

一 銀行の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二〇四 (略)

五 その他銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

7| 第一項第二十五号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を銀行が知つた日から三十日以内に行わなければならない。

8・9| (略)

(經由官庁)

第三十七条 (略)

2〇5 (略)

(新設)

長とする。)を經由して提出しなければならない。ただし、令第十七条の四第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

7| 銀行代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長がある場合にあつては、当該財務事務所長を經由して提出しなければならない。

8| (略)

(銀行代理業を営む外国の法人に係る特例)

第三十八条の二 銀行代理業を営む外国の法人(銀行代理業を営もうとする外国の法人、銀行代理業を営む外国の法人を設立しようとする者を含む。以下この条において同じ。)は、当該銀行代理業を営む外国の法人が法又はこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書類(以下この項及び次項において「添付書類」という。)については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

2| 銀行代理業を営む外国の法人がその本国(当該銀行代理業を営む外国の法人の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。)の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書類(以下この項において「添付書類等」という

(新設)

6| (略)

(新設)

。のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

3 銀行代理業を営む外国の法人に対する法又はこの府令の規定の適用については、銀行代理業を営む外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。

(予備審査)

第三十九条 銀行、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者、銀行を子会社とする持株会社又は銀行代理業者は、法の規定による認可又は同法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

(標準処理期間)

第四十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可又は承認（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一〜四 (略)

五 令第十七条の四第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局

(予備審査)

第三十九条 銀行、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又は銀行を子会社とする持株会社は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

(標準処理期間)

第四十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、認可又は承認（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一〜四 (略)

(新設)

| | |
|---|--|
| <p>長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の 管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係） 別表第二（第三十四条の三十九関係） 別表第三（第三十四条の六十一関係）</p> <p>別紙様式第十六号（第三十四条の三十四第八号関係） 別紙様式第十七号（第三十四条の四十関係） 別紙様式第十八号（第三十四条の五十九第一項関係） 別紙様式第十九号（第三十四条の五十九第一項関係）</p> | <p>2 （略）</p> <p>別表（第十九条の二第一項第三号ハ関係） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）</p> |
|---|--|